

議案第13号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

令和5年3月27日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊橋市条例第32号。以下「条例」という。）、豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年豊橋市規則第47号）及び豊橋市技能労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年豊橋市規則第48号）の規定に基づき、豊橋市職員定数条例（平成4年豊橋市条例第1号）第2条に掲げる職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）のうち教育委員会</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊橋市条例第32号。以下「条例」という。）、豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年豊橋市規則第47号）及び豊橋市技能労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年豊橋市規則第48号）の規定に基づき、豊橋市職員定数条例（平成4年豊橋市条例第1号）第2条に掲げる職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）のうち教育委員会の事務部局</p>

の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間等）

第2条 （略）

2 定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表第1に定めるところによる。

及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間等）

第2条 （略）

2 再任用短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表第1に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。